

標 題：

バルバドス籍船に対する無線方向探知機
及びホーミングをするための無線設備の
搭載免除の件

NKテクニカル インフォメーション

No. : 1 8 3

Date : 平成 8 年 5 月 8 日

関係船主、造船所 各位

無線方向探知機及びホーミングをするための無線設備の搭載に関する要件及び特定の条件の下におけるその免除に関する規定が、74SOLAS の 1988 年改正第 V 章第 12 規則(p)及び(q)に定められております。

この度、バルバドス政府から、同政府の定める下記の条件を満足するバルバドス籍船に対して、無線方向探知機及びホーミングをするための無線設備の搭載を免除し、免除証書を発行してもよいとの通知を受けました。

今後、無線方向探知機及びホーミングをするための無線設備の搭載の免除を希望される場合、代わりに搭載される無線航海機器の仕様が判る資料とともに、免除申込を、直接、或いは最寄りの支部・事務所を経由して弊社本部材料艙装部に提出して下さい。提出された資料の調査、及び支部・事務所における代替え無線航海機器の設置状況等进行检查し、その結果を基に、担当支部・事務所から無線方向探知機及びホーミングのための無線設備の搭載に関する免除証書を発行いたします。

記

免除の条件：

国際航海に従事する総トン数 1,600 トン以上の船舶で、次の条件を満足する船舶。

- (1) 就航する海域の全域での使用に適した無線航海機器（例えば G P S 受信機等を 1 台）を備えていること。
- (2) 1980 年 5 月 25 日以降 1999 年 2 月 1 日前に建造された船舶については 1974 年 SOLAS の 1988 年改正の第 IV 章に定める GMDSS に関するすべての要件に適合していること。

以 上

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102
TEL: 03-3230-1201(代) FAX: 03-3230-3524